

働き方改革 あなたの会社の残業代は本当に大丈夫ですか？

～変形労働時間制と固定残業代の適正化について～

2023年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増率が5割に引き上げられました。「営業手当は残業代として支払っている」「基本給の一部に残業代も含まれている」等、各種手当で残業代は支払っているつもり、という企業は多いですが、残業代とは認められないケースが見受けられます。本講習会では、残業時間の削減方法として「変形労働時間制」や「フレックスタイム制」等の各種労働時間制度の導入方法を分かりやすく説明します。また、「みなし残業代（固定残業代）」や「各種手当（営業手当等）」が残業代として認められる支給方法についても解説します。

◆カリキュラム◆

- 1 残業45時間上限規制と特別条項
- 2 残業代計算の基本ルールと
60時間超え割増率5割
- 3 各種変形労働時間制について
- 4 テレワーク勤務での残業時間とは
- 5 みなし(固定)残業代の基本ルール
- 6 基本給・手当が残業代とされるには

講師 角田 博一氏 (つのだ・ひろかず)

特定社会保険労務士
社会保険労務士事務所 ツノダ人事多摩オフィス 代表

【講師プロフィール】

労務トラブルに強い特定社会保険労務士。ジーンズメーカーの営業マンとして直営店の販売員管理を経て都内の社会保険労務士法人に6年間勤務し独立。現在は三鷹駅南口の事務所を拠点に就業規則作成、給与計算代行業務などを中心に、会社の立場を理解したうえでの就業規則の変更やみなし残業代導入を含む働き方改革のアドバイスを実施。



<講習会>

- 日 時：令和5年9月25日(月) 14:00～16:00
- 会 場：武蔵野商工会館 5階第1・第2会議室(武蔵野市吉祥寺本町1-10-7)
- 定 員：30名(申込順、定員になり次第締め切ります)
- 参加費：無料(会員・非会員問わずどなたでもご参加いただけます)

<個別相談会>

完全予約制(相談時間帯等については別途ご相談させていただきます) ※相談無料

※講習会同様、角田氏が対応します。カリキュラム内容及び人事労務全般に関する相談が受けられます。

■日 時：令和5年9月29日(金) 10:00～12:00 / 13:00～17:00

■会 場：武蔵野商工会館内会議室

- ①相談時間は、1事業所30分とさせていただきます。
- ②時間の都合上、お受けできる事業所に限りがございます。(申込順、定員になり次第締め切ります)

【お問合せ】 武蔵野商工会議所 企業支援部(担当:佐伯)

TEL 0422-22-3631 / E-mail soudan@musashino-cci.or.jp

働き方改革講習会&個別相談会申込書

武蔵野商工会議所企業支援部 行 FAX: 0422-22-3632

※希望時間帯を下記カッコ内に記入

○をしてください	講習会(9/25)に申込み	個別相談会に申込み 9/29 ()	
事業所名		相談内容	<input type="checkbox"/> 変形労働時間・固定残業代相談 <input type="checkbox"/> 人事労務全般相談 ()
住 所		T E L	
		F A X	
参加者名			

※記載の個人情報は、武蔵野商工会議所 働き方改革講習会・個別相談会事業にのみ使用いたします。

※決定した時間は、別途ご連絡させていただきます。

※体調の悪い方は、ご参加をご遠慮ください。マスク着用は、各自ご判断ください。